

内閣参質二一三第四五号

令和六年三月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員須藤元氣君提出女性用トイレの運用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員須藤元氣君提出女性用トイレの運用に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（令和六年二月九日内閣参質二二三第一〇号）四及び五について述べたとおり、各施設におけるトイレ等の利用に係る男女の取扱いについては、当該施設の管理者が、当該施設の状況や性質等に応じて判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府においては、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組を進めているところである。